

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成18年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対する 販売数量計 ①+②	
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②			
清 酒	kℓ 1	kℓ 2,675	kℓ 8,944	kℓ 4,800	kℓ 905	kℓ 70,152	kℓ 34,626	kℓ 4,856	kℓ 35,531	
合 成 清 酒	-	-	298	-	-	8,078	3,674	333	3,674	
しょうちゅう	甲 類	22	1,571	20,857	178	95	40,080	13,000	2,344	13,097
	乙 類	92	33,169	19,875	3,319	545	116,211	54,908	7,914	55,453
	計	113	34,740	40,732	3,498	640	156,291	67,909	10,256	68,550
み り ん	-	229	2	-	-	13,623	4,803	669	4,803	
ビ ー ル	54	331,751	2,881	53	291	415,030	192,381	13,337	192,672	
果 実 酒 類	果 実 酒	2	699	455	12	46	18,682	10,254	2,490	10,300
	甘 味 果 実 酒	-	-	151	-	1	719	412	107	413
	計	2	699	606	13	47	19,401	10,665	2,597	10,712
ウイスキー類	ウイスキー	25	1	2,059	-	28	7,718	3,155	1,057	3,183
	ブ ラ ン デ ー	8	△ 1	712	-	22	2,228	957	355	979
	計	33	0	2,771	-	50	9,944	4,113	1,413	4,163
ス ピ リ ッ ツ 類	29	4	2,561	1	138	7,360	2,742	525	2,880	
リ キ ュ ー ル 類	216	20,407	12,202	42	280	77,155	29,458	3,691	29,739	
雑 酒	発 泡 酒	67	197,184	4,596	-	42	250,832	108,655	8,030	108,697
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	25	-
	そ の 他 の 雑 酒	125	89,795	3,955	2	56	139,736	48,224	4,013	48,280
	計	192	286,979	8,551	2	98	390,566	156,880	12,068	156,978
合 計	639	677,486	79,548	8,407	2,450	1,167,602	507,252	49,748	509,702	

調査期間：平成17年4月1日から平成18年3月31日

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平成 13 年度	49,353	3,282	57,292	269,130	176,904	555,955
平成 14 年度	46,661	3,409	58,985	236,964	194,018	540,043
平成 15 年度	41,662	3,443	64,780	216,590	191,740	518,214
平成 16 年度	37,125	3,596	68,585	205,951	195,622	510,879
平成 17 年度	35,531	3,674	68,550	192,672	209,275	509,702

(注) この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

(3) 税務署別酒類販売(消費)数量

税務署名	清酒	合成清酒	しょうちゅう			みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ類	リキュール類	雑酒		合計	税務署名
			甲類	乙類	計			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー			内	発泡酒		
門司	490	28	193	790	983	50	2,201	78	3	50	11	32	421	2,026	1,448	6,373	門司
若松	839	59	351	1,631	1,982	94	4,234	198	7	75	22	77	821	4,469	3,059	12,877	若松
小倉	1,658	203	618	3,230	3,848	277	12,090	707	37	239	69	226	2,239	10,385	7,481	31,978	小倉
八幡	1,710	121	603	2,971	3,574	196	8,864	391	16	201	64	114	1,683	8,958	6,446	25,892	八幡
博多	1,820	430	420	3,450	3,869	568	15,805	1,380	64	340	65	319	1,973	8,026	5,551	34,658	博多
香椎	2,548	291	1,016	4,694	5,711	674	12,289	849	20	233	61	235	2,752	14,465	9,783	40,128	香椎
福岡	1,912	200	574	3,982	4,556	297	20,453	1,567	56	349	67	258	2,369	8,946	6,406	41,031	福岡
西福岡	2,184	309	939	4,246	5,185	280	11,241	877	27	245	57	221	2,519	12,250	8,437	35,395	西福岡
大牟田	1,292	123	403	1,719	2,122	150	6,550	203	13	88	34	38	712	4,580	3,149	15,905	大牟田
久留米	2,233	176	531	3,265	3,796	255	11,954	483	21	155	70	122	1,433	8,238	5,636	28,937	久留米
直方	674	63	254	1,030	1,284	53	3,584	252	4	49	22	52	570	3,146	2,326	9,754	直方
飯塚	905	102	408	1,314	1,722	96	4,554	135	6	62	33	51	658	4,243	2,661	12,567	飯塚
田川	697	70	332	895	1,227	53	3,385	85	3	43	15	41	501	3,007	2,185	9,127	田川
甘木	458	25	122	725	846	39	2,100	48	3	20	9	25	232	1,702	1,165	5,508	甘木
八女	867	36	171	1,003	1,174	70	2,930	92	3	30	10	24	397	2,532	1,698	8,164	八女
大川	415	27	54	331	385	17	1,314	28	1	14	4	11	147	984	741	3,347	大川
行橋	743	70	265	1,378	1,644	82	3,683	120	4	68	18	58	702	3,971	2,999	11,163	行橋
筑紫	1,332	112	639	2,931	3,570	171	6,418	422	18	147	38	143	1,673	9,025	5,856	23,068	筑紫
福岡県計	22,777	2,445	7,893	39,585	47,478	3,422	133,649	7,915	306	2,408	669	2,047	21,802	110,953	77,027	355,872	福岡県計
佐賀	1,934	185	321	1,860	2,181	221	7,141	267	10	110	30	89	1,050	6,106	4,130	19,324	佐賀
唐津	929	138	160	1,118	1,278	123	4,595	94	4	39	18	33	520	2,891	2,129	10,662	唐津
鳥栖	768	62	313	968	1,281	78	3,215	503	6	73	39	184	715	3,310	2,153	10,233	鳥栖
伊万里	605	32	137	670	807	29	2,128	57	4	25	8	25	307	1,756	1,267	5,783	伊万里
武雄	1,472	74	239	1,087	1,326	71	4,969	89	7	37	11	41	503	3,160	2,132	11,759	武雄
佐賀県計	5,708	491	1,170	5,703	6,873	522	22,048	1,010	31	284	106	372	3,095	17,223	11,811	57,761	佐賀県計
長崎	2,531	295	1,577	3,632	5,209	375	14,393	672	46	236	100	190	1,994	11,386	7,791	37,427	長崎
佐世保	1,284	150	756	1,843	2,599	137	6,342	302	11	106	37	111	1,033	5,820	3,930	17,933	佐世保
島原	1,024	84	439	767	1,206	81	3,752	73	4	32	17	42	403	2,521	1,755	9,240	島原
諫早	1,037	91	591	1,473	2,064	167	5,962	229	10	65	30	86	768	4,690	3,120	15,198	諫早
福江	216	42	282	472	754	34	1,841	26	2	18	7	6	181	1,167	932	4,294	福江
平戸	678	44	219	900	1,119	36	2,515	44	2	21	8	16	276	2,046	1,468	6,805	平戸
壱岐	114	15	22	788	810	13	999	13	0	4	1	4	79	458	330	2,509	壱岐
厳原	162	17	148	290	438	16	1,171	16	1	9	4	6	108	714	533	2,663	厳原
長崎県計	7,046	738	4,034	10,165	14,199	859	36,975	1,375	76	491	204	461	4,842	28,802	19,859	96,069	長崎県計
総計	35,531	3,674	13,097	55,453	68,550	4,803	192,672	10,300	413	3,183	979	2,880	29,739	156,978	108,697	509,702	総計

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 取 消 場 数	免 許 消 滅 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数			
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)	場			者	者		
清 酒	133	5	2	-	14	9	32	13	7	7	3	1	1	-	-	49	136	10	120	内	9	131		
合 成 清 酒	2	1	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	内	-	-		
しょうちゆう	甲 類	4	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	4	-	2	内	-	1	
	乙 類	77	5	2	-	13	2	17	4	3	9	7	2	3	1	1	18	80	9	33	内	7	73	
み り ん	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	内	-	-		
ビ ー ル	15	1	2	-	1	-	8	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	14	3	7	内	2	11	
果 実 酒 類	果 実 酒	10	1	-	-	3	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	6	11	8	4	内	7	10	
	甘 味 果 実 酒	2	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	1	-	内	-	2	
ウイスキー類	ウ イ ス キ ー	2	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	3	1	-	内	-	1	
	ブ ラ ン デ ー	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4	3	-	内	2	3	
スピリッツ類	ス ビ リ ッ ツ	5	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	内	-	1	
	原料用アルコール	3	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	3	-	1	内	-	1	
リ キ ュ ー ル 類	37	13	2	-	25	2	7	-	-	1	1	-	-	-	-	-	12	48	3	6	内	3	43	
雑 酒	発 泡 酒	32	1	3	1	5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	21	29	3	2	内	2	23
	粉 末 酒	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-
	そ の 他 の 雑 酒	5	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	9	6	-	内	5	7
合 計	331	38	17	1	64	15	66	17	12	19	12	3	4	1	8	130	351	47	175	内	37	307		
各酒類を通じたもの	平成13年度	/	/	/	/	28	6	59	22	14	12	8	3	3	-	5	26	186	10	/	内	8	172	
	平成14年度	/	/	/	/	30	10	42	24	16	9	7	4	3	1	4	29	179	11	/	内	9	158	
	平成15年度	/	/	/	/	33	15	36	17	12	9	8	5	3	-	5	33	176	11	/	内	12	164	
	平成16年度	/	/	/	/	27	12	43	14	8	13	7	5	3	-	5	37	174	10	/	内	10	161	
	平成17年度	/	/	/	/	18	9	45	14	9	15	8	3	3	1	5	45	175	14	/	内	13	163	

調査対象等：平成18年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成17年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類のびん詰場	共同のびん詰場			設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの		
清酒	場	場	場	場	場	場	場	場
	-	1	-	15	2	-	18	6
合成清酒	-	-	-	10	1	-	11	-
しょうちゆう	甲類	-	-	11	1	-	12	-
	乙類	2	-	13	15	-	30	17
みりん	-	-	-	10	1	-	11	-
ビール	-	-	-	13	1	-	14	11
果実酒類	-	-	-	12	1	-	13	-
ウイスキー類	-	-	-	14	1	-	15	-
スピリッツ類	-	-	-	12	2	-	14	-
リキュール類	-	-	-	14	2	-	16	2
雑酒	-	-	-	10	1	-	11	-
合計	2	1	-	134	28	-	165	36
うち実蔵置場数	2	1	-	18	15	-	36	-

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成18年3月31日

用語の説明：1 **酒母**とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これにこうじを混和したものをいう。

2 **もろみ**とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
2	4

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	休造場数
酒母	8	3
もろみ	27	8

(3) 販売業免許場数

区分	前年度末 販売場数	本年度末販売場数 (A)			(A)のうち 1年以上引続き 休止している 販売場数	本年度末 販売業者数		
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計				
販卸 売方 法に 限る 条件 の条 件が 付さ れて いな いて も 及 び	全酒類	359	44	395	439	31	350	
	ビール	14	2	14	16	2	12	
	洋酒	2	-	7	7	-	2	
	輸出入酒類	25	19	28	47	11	20	
	自製酒類	清酒・みりん	5	5	21	26	1	3
		合成清酒・しょうちゅう	1	9	13	22	1	1
		ビール	-	1	9	10	-	-
		洋酒	3	1	10	11	-	-
		計	9	16	53	69	2	4
	その他の酒類	7	7	1	8	1	7	
	合計	416	88	498	586	47	395	
	合う 計の ち	小売業者の共同購入機関	13	16	-	16	1	16
卸売業者の共同購入機関		1	-	-	-	-	-	
製造者の共同販売機関		4	4	-	4	-	3	
販の 売条 件が 法に 付に され てに 限る も 旨の	全酒類	一般のもの	7,543			9,793	430	7,443
		特殊のもの	45			198	5	47
		期限付	-			-	-	-
		計	7,588			9,991	435	7,490
	その他の酒類	一般のもの	4			30	1	4
		特殊のもの	158			286	12	166
		期限付	1			5	-	-
		みりんだけのもの	27			66	3	23
		薬用酒だけのもの	1,070			1,116	-	1,084
		計	1,260			1,503	16	1,277
	合計	8,848			11,494	451	8,767	
	媒介業	2			15	1	2	
	代理業	-			-	-	-	

調査時点：平成18年3月31日

用語の説明： 1 媒介業とは、他人間の酒類の販売取引を継続的に媒介することをいう。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。(注) 「販売業者数」欄には、支店、出張所等の販売場を有するものについては、本店の所在地についてだけ一人として掲げた。
また、免許条件が2以上の種類（全酒類を除く。）にまたがっている場合には年度内における販売数量の多いものの欄にのみ一人として掲げた。

